

一定面積以上の土地取引には届出が必要です

一定規模以上の土地の所有権売買などを行ったときは、土地の権利取得者（譲受人）は国土法第23条に基づいて、契約を締結した日から2週間以内（契約締結日を含む）にその旨を下記のお問い合わせまで、届出しなければなりません。この届出がされるとその土地の利用目的を審査し、必要があれば届出者に対して助言や勧告をするなど適切な土地利用を図るための措置を行います。

届出をしない場合、法律で罰せられることがあります。

届出対象となる土地

- ・市街化区域内の土地(2,000㎡以上)
 - ・市街化調整域区域内の土地(5,000㎡以上)
 - ・上記以外の土地(10,000㎡以上)
- ※取引1件あたりの土地が上記に該当する場合は届出が必要です。また、一体利用が可能なひとまとまりの土地を取得する予定があり、それら土地全体（買いの一団）で上記に該当する場合は、すべての取引ごとに届出が必要です。
- ※買いの一団とは、一連の計画の下で所有権等の権利を取得する予定または可能性のある、「現に一体の土地を構成しているか、または一体として利用することが可能なひとまとまりの土地（一団の土地）」のことです。

提出書類

- ・土地売買等届出書
 - ・土地の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図
 - ・土地及びその付近を明らかにした縮尺5千分の1以上の図面
 - ・土地売買等契約書の写し（1部）
 - ・委任状（代理人が届出する場合）
- ※提出様式などは問合せ窓口にて備え付けてあります。



提出期限

- ・契約締結日から2週間以内（提出期限を過ぎた場合でも届出書の提出にご協力願います）

お問い合わせ・提出先
政策経営課 (01634-8-7671)





転入された方や結婚・出産・子育てを支援する 『いきいきふるさと推進事業』をご存じですか？

中頓別町では、住民の定住化と本当の豊かさを分かち合う温かいまちづくりを推進していくことを目的として「いきいきふるさと推進事業」を実施しています。住民の方々や転入されたの方々に対して温かい歓迎の気持ちを込めて以下の補助を行っています。

移住定住促進事業：就職祝い金

- 【対象】 中学、高校、大学等を卒業・退学、又は中頓別に転入の届出をした方が対象になります。別途要件を満たす方が対象になりますので、詳細はお問い合わせください。
- 【内容】 中頓別町商工会商品券5万円分
- 【手続き】 事業所より申請書を提出していただき、後日交付します。
- 【申請期日】 就職から6か月以内

結婚支援事業：結婚祝い金

- 【対象】 婚姻届が提出された時点で夫婦ともに、または夫婦のいずれかが本町に住民票があり、引き続き居住することが明らかな方
- 【内容】 夫婦一組30万円
- 【申請期日】 婚姻届提出後、なるべく速やかにご申請ください。
- 【その他】 町外で婚姻届を提出した際は、婚姻後の戸籍謄本を提出してもらう場合があります。



子育て支援事業：出生祝い金、紙おむつプレゼント、絵本プレゼント

- 【対象】 中頓別在住のお子さんに交付されます。対象者の年齢や月齢によって交付内容がそれぞれ異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

中頓別町空き家バンク制度

- 【目的】 中頓別町に転入してくる方や自然の中での暮らし、いなか暮らしを求める人に対して、町内にある空き家物件の情報提供をすることで町外からの定住促進と空き家の有効活用を図ることが目的です。
- 【注意点】 ここでの情報は不動産取引にかかるような行為ではありません。あくまでも借受希望者に対象物件の所有者を紹介することを目的としています。町は当事者間で起きた問題については一切の責任を負いません。



いつでもお気軽にお問い合わせください。
お問い合わせ 政策経営課政策経営グループ
(01634-8-7671)